

○学習院大学新入学生特別給付奨学金細則（平成23年4月1日施行）

学習院大学新入学生特別給付奨学金細則

平成23年4月1日
施行

改正 平成25年4月1日

（趣旨）

第1条 この細則は、学習院奨学基金規程第6条に基づき、学費支弁が困難な大学学部新入学生を対象とした、入学時納付金負担を軽減するための奨学金について、必要な事項を定める。

（申請資格）

第2条 有資格者は、大学学部新入学生で、次の各号の基準を満たす者とする。

一 家計基準

前年の家計が別に定める収入基準額以下とする。

二 成績基準

高等学校又は中等教育学校の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上の者

（奨学生の決定）

第3条 奨学生は、別に定める期間に希望者を募集し、申請者の中から学生委員会において選考の上決定する。

（奨学生の選考）

第4条 奨学生の選考は、次のとおりとする。

一 入学後において、申請者の中から第2条第1号に定める収入基準額により総合的に選考する。

二 必要により面接を行い、人物評価を加味する。

（奨学生の定数）

第5条 奨学生の定数は、45名までとする。

（奨学金の給付金額と給付期間）

第6条 給付金額は、入学金相当額とし、入学年度に限り給付する。

（奨学生の発表及び奨学金給付方法）

第7条 奨学生の発表は、学生委員会の決定後に掲示をもって行い、奨学生決定通知書を交付する。

2 奨学金は、申請者が指定する口座に振り込むことにより給付する。

（奨学生の資格取消）

第8条 奨学金の給付年度に奨学生が、次の各号の一に該当する場合は、資格を取り消し、奨学金の全額又は一部を返還させることがある。

一 大学学則により懲戒又は除籍の処分を受けた場合

二 退学又は休学の場合

（他の奨学金との関係）

第9条 この細則に基づく奨学生が、学内外の他の奨学金を兼ねることを妨げない。

（担当部署）

第10条 この細則に係わる事務は、学生課が担当する。

（改正）

第11条 この細則の改正は、学生委員会の発議に基づき、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。